



十一  
十二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年一・三パーセント  
に 各 募 集 取 扱 機 関 は、 払 込 金 額  
に 加 え、 次 の 算 式 に よ り 算 出  
し た 金 額 を 第 十 八 号 に 規 定 す  
る 期 日 に 払 い 込 む も の と す  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3}{100 \times 365} \times 79$$

(二) 発行時において、その利子  
に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ  
れ る も の と し て 振 替 口 座 簿  
中 の 口 座 に 記 載 又 は 記 録 さ  
れ る も の に つ い て は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
か ら 当 該 金 額 に 百 分 の 二 十  
を 乗 じ た 金 額 (た だ し、 当 該  
国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得  
す る 者 が 非 居 住 者 又 は 外 国  
法 人 で あ る 場 合 に は、 前 記  
の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額  
に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法  
人 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の  
税 率 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す  
る こ と が で き る。

十三  
初期利子

平成二十一年六月二十日を支払  
期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う(以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

第十四 第二期以後の利子 毎年六月二十日及び十二月二十

十五日 償還期限 利率をその日以前六箇月に属す

十五日 償還金額 平成三十年十二月二十日

十八 払込期日 平成二十一年三月九日